



令和6年度オールやまなし飲酒運転根絶対策事業

社内の研修会等に 飲酒運転根絶アドバイザーを派遣します！

山梨県交通対策推進協議会では、飲酒運転根絶に取り組む企業等の研修会などの機会に、参加者の皆様の飲酒運転根絶意識の向上を図っていただくため、飲酒運転の事故の現状やアルコール問題に関する専門家を派遣いたします。まずは、お気軽に御相談ください。

講座の対象は？

- 飲酒運転根絶に関する従業員の研修等や業界団体の会合等での講話など
- 営利目的、政治思想や宗教の教育等を広める目的で開催されるものでないこと
- 実施時間が午前10時から午後7時までの間であること

アドバイザーはどんな方？

飲酒運転事故被害者の御遺族、アルコール問題に詳しい医師 等

《講話の例》

- ・ 自らの体験を交えた飲酒運転の悪質性と根絶の取組の重要性
- ・ 飲酒が身体に及ぼす影響やアルコールとの上手な付き合い方及び二日酔い運転や依存症の知識と防止のポイントのアドバイス

※内容についてもお気軽に御相談ください。

派遣の費用は？

アドバイザーに対する謝礼と交通費は、県交通対策推進協議会が負担します。
派遣を希望する企業等の方は、会場や開催に必要な機材等の手配をお願いします。

申し込み方法は？

○派遣希望日のおおむね1ヶ月前までに、県交通対策推進協議会まで、電話にて連絡をお願いします。(TEL: 055-223-1353)

その後、「山梨県飲酒運転根絶アドバイザー派遣申込書」を県交通対策推進協議会までファックス、郵送等により送付をお願いします。

申し込み・お問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1本館2階県民生活安全課内
山梨県交通対策推進協議会
TEL: 055-223-1353 FAX: 055-223-1516
Eメール shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

令和6年度オールやまなし飲酒運転根絶対策事業
「飲酒運転根絶アドバイザー派遣事業」申込書

■まずは、お電話で御相談いただいた後、
郵送・FAX・電子メール・持参のいずれかでお申し込みください。

○山梨県交通対策推進協議会

(事務局：山梨県県民生活部県民生活安全課交通安全担当)

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 (県庁本館2階)

FAX 055-223-1335 e-mail_shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

TEL 055-223-1516

申 込 日

年 月 日

申 込 者	企業名	
	住 所	〒
	申込者氏名	
	電話番号	(日中連絡が取れる番号でお願いします)
	FAX番号	
実施希望年月日及び時間 (第2希望まで記入してください。場 合により調整することもあります)	第1希望: 年 月 日() 時 分～ 時 分 第2希望: 年 月 日() 時 分～ 時 分	
参加予定人数		人
開催予定場所		
特に説明を希望する内容 について記入してくださ い		
備 考	(実施予定日に他の行事があるときには、その内容と、講習会につい てのおおよその時間配分をご記入下さい)	

※注意事項

- ・会場設営等に係る経費は申込者の負担となります。
- ・開催結果等は公表することがあります。ご了承ください。
- ・お寄せいただいた申込者の個人情報については適正な管理を行い、内容確認等連絡目的のため
のみ利用します。
- ・新型コロナウイルス感染症の防止対策もお願いします。なお、今後の感染状況により、開催を延
期等させていただく場合もありますので、あらかじめ御承知をお願いします。